

# 最近の災害発生状況

令和8年5月28日

関東東北産業保安監督部東北支部

# 災害事例(1) 鉱山敷地内の圧雪箇所での転倒災害

## 1.概要

- (1)発生年月日 令和8年1月21日(水曜日)
- (2)発生場所 秋田県
- (3)災害の種類 転倒
- (4)被害状況 人的被害：重傷1名、物的損害：無  
(右足関節外果骨折（休業30日）)

## 2.監督部の対応

- ・災害発生状況の確認及び原因究明を行い、速やかに報告するよう指示。

## 3.発生時の状況等

- ・罹災者は、朝会終了後、事務所から徒歩で車庫に移動中、足を滑らせバランスを崩し、転倒した。
- ・当日は早朝から降雪が続き、ホイールローダーによる除雪を行っていたが、その後の降雪により、圧雪路面上に10cm程度の積雪がある状態で滑りやすい路面状況であった。

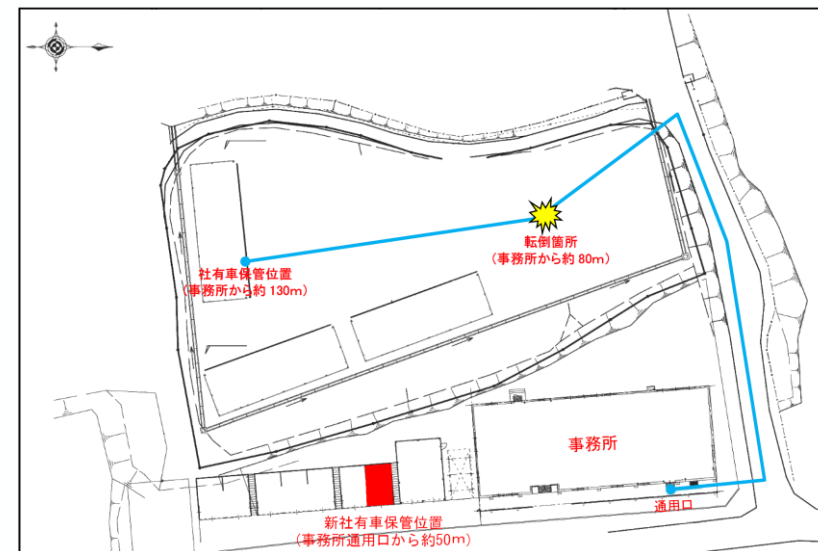
## 4.原因と対策

(原因)

- ・毎度同じ経路で車庫へ向かっており、また、雪道への慣れから油断が生じていた。
- ・加齢や気温低下により、関節のこわばり、バランス機能、感覚機能の低下があった。
- ・除雪により路面が圧雪され滑りやすい状態にあり、その後の積雪により、圧雪箇所（滑りやすい箇所）が視認できなかった。
- ・朝会内でのKY活動として、「凍結等による転倒注意」リスクの抽出を行っていたが、事務所周辺については行われていなかった。

(対策)

- ・高齢者（65歳以上）を対象として、雪道や凍結箇所の歩行距離を軽減するため、使用する社有車については事務所近傍の車庫を利用することとした。
- ・現場作業者に雪道や凍結路面に適した滑りにくい長靴（スタッドレスソール、JIS規格：耐滑性区分F2）を配布した。
- ・「冬期転倒危険マップ」を事務所内に掲示し、情報共有を図るとともに、雪道や凍結路面における転倒災害防止教育を実施した。



位置図



一歩前に踏み出した左足が滑ってバランスを崩し、その際に右足へ過度な負荷が効めり、ひねったものと推察される。

体勢を保持できず、その場で転倒した。

災害時の状況（再現）

## 災害事例(2) 階段での転倒災害

### 1.概要

- (1)発生年月日 令和8年1月29日(木曜日)
- (2)発生場所 青森県
- (3)災害の種類 転倒
- (4)被害状況 人的被害：重傷1名、物的損害：無  
(右肩関節脱臼、バンカート損傷(休業80日))

### 2.監督部の対応

- ・災害発生状況の確認及び原因究明を行い、速やかに報告するよう指示。

### 3.発生時の状況等

- ・罹災者は、船積棧橋において、棧橋階段を下りていたとき、階段面（グレーチング仕様）の溝に保安長靴の靴底が引っかかりバランスを崩し、手すりを持っていた右手に体重がかかるように転倒した。
- ・転倒後も作業に従事したが、右肩に強い痛みを感じ、右腕が動かせない状態となったため、病院へ搬送され、受診の結果、上記負傷と診断された。
- ・罹災者は保安長靴のほか、保安帽、軍手等の保護具を着用しており、棧橋に積雪や凍結はなかった。また、作業に際し焦りなどはなく、階段を駆け下りるなどの危険行動はなかった。

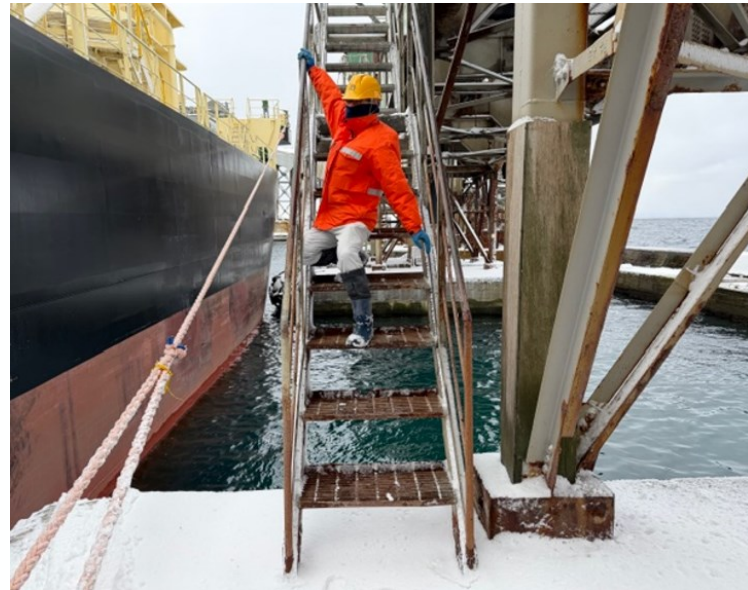
### 4.原因と対策

(原因)

- ・着用していた保安長靴の靴底の凹凸が、連絡階段の踏棧のグレーチング幅に重なる形状であった。
- ・転倒リスクがある階段の注意標識類が不足していた。
- ・保安規程においては、「作業中に受けた如何なる種類、程度の負傷であっても報告する」旨の内容が規定されていたが、鉱山労働者に十分浸透していなかった。

(対策)

- ・船積荷役作業で使用している保安靴（長靴を含む）の再評価を行う。
- ・船積施設全般の現況調査を実施し、必要な箇所に注意標識類を設置する。
- ・保安規程の内容、特に鉱山労働者の守るべき事項について再教育を実施し、些細な負傷であっても報告する意識を浸透させ、報告するのを忌避、羞恥とする意識の排除を図る。
- ・綱取り、綱放し作業の手順書を作成して、関係する鉱山労働者に教育を実施する。



災害時の状況（再現）



階段面の状況



保安長靴の靴底

# 災害事例(3) 鉱山敷地内での運搬装置（自動車）による災害

## 1.概要

- (1)発生年月日 令和8年2月18日(水曜日)
- (2)発生場所 宮城県
- (3)災害の種類 運搬装置のため（車両系鉱山機械又は自動車のため）
- (4)被害状況 人的被害：重傷1名、物的損害：無  
（右第5趾MTP関節脱臼骨折、右第5趾中足骨遠位端粉碎骨折、右第4趾MTP関節 背側脱臼  
（休業30日）

## 2.監督部の対応

- ・災害発生状況の確認及び原因究明を行い、速やかに報告するよう指示。

## 3.発生時の状況等

- ・罹災者は、第2燃料庫確認後、第1燃料庫への移動中、第2工場屋外の積込場を横断するため、出発しようとしている外部業者のトラックトレーラーが一時停止したことを確認し、車の前方を運転席側から助手席側に向かって横断した。横断完了後、後方で動き出したトレーラーの左後輪に右足を轢かれ罹災した。
- ・災害時、罹災者は保安帽及び先芯入りの安全長靴を着用していた。

## 4.原因と対策

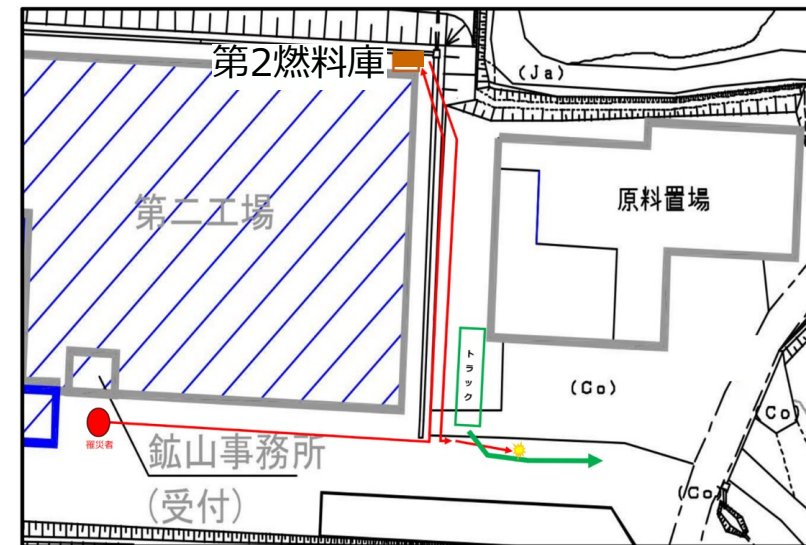
- (原因)
- ・次の確認場所へ意識が移っており、周囲への注意がおろそかになっていた。
  - ・トラックで積込場が混雑していたが、遠回りせず、車両の往来のある箇所を横断した。
  - ・運転手は、目視範囲内で罹災者を確認できなかったため、接触しない位置にいたと考えた。
  - ・歩行者通行帯と車両通行帯の識別がされていなかった。
  - ・トレーラーのためトラックに比べ内輪差が大きかった。
  - ・外部入構者への場内ルールが明確に定められていなかった。

### (対策)

- ・場内通行ルール策定し、通行の際は道の端を歩くことを従業員へ周知した。
- ・路面塗装により歩行者通行帯を明示又は広場脇の車両が進入できないスペースに新たに歩行者通行帯を設置する。
- ・外部車両の待機ルールを策定し、手順書として作成の上、外部事業者への周知を行う。

●災害発生現場詳細図

- ・災害時の動線
- 罹災者の移動経路
- トラックの移動経路



位置図



災害時の状況（再現）